

# 非行少年の再非行防止に向けた支援

樋口涼太郎

1. はじめに
2. 非行少年を取り巻く現状
3. 重視すべき再非行防止に向けた取り組み
4. 具体案の検討
5. おわりに

## 1. はじめに

私は1年間、少年法の講義やゼミナールを受講した中で、少年の刑法犯検挙人数は20年前、10年前と比べ、大幅に減少している一方、再非行少年率（少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。）はこの20年間で、ほぼ横ばいの数字となっている現状を知り、少年の刑法犯検挙人員は近年、微増、微減に留まりつつある以上、再非行少年をいかに減らしていくのかというのが治安維持の観点から見ても、ますます少年非行問題全体の中でもかなり重要な論点になりつつあるのではないかと考えた。また、それと同時に、少年の再非行防止に向けた支援の現状と課題を講義やゼミナールで学び、これらについてディスカッションを通していろいろな意見交換をしていく中で、より深く再非行防止に向けた支援というのを検討していきたいとも考えたため、今回、こういったテーマを設定するに至った。本稿では非行少年を取り巻く現状について整理し、効果的な再非行防止に向けた取り組み、それに対する具体案の検討をしていきたいと思う。

## 2. 非行少年を取り巻く現状

少年の刑法犯検挙人員は年々減少傾向にあり、令和5年版の犯罪白書<sup>1</sup>によると、令和4年の少年の刑法犯検挙人員は19年ぶりに前年から増加した1万8,447件（前年比2.5%増）ではあったものの、10年前の平成24年の6万5,448件に比べると、約4分の1の割合にまで減少している。こうした少年の

---

<sup>1</sup> [令和5年版 犯罪白書 第5編/第5章/1](#)  
(2025年1月16日閲覧)

刑法犯検挙人員の大幅な減少の一方、そのうちの再非行少年率は少年の刑法犯検挙人員そのものが今の約10倍であった20年前からほとんど変わらず、30%前後を推移しており、令和4年は31.7%という結果であった。このことから、少年の刑法犯検挙人員の数の大幅な減少は再非行の減少によるものとは言い難く、この数年では少年の刑法犯検挙人員の変動が微減・微増に留まっている以上、検挙人員の総数を減らすには停滞している再非行少年率の割合を減らすというのがより大きな問題になりつつあると理解できる。また、こちら令和5年版の犯罪白書<sup>2</sup>によると、令和4年に保護観察が終了した保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、再処分率を保護観察終了時の就学・就労状況別に見ると、保護観察処分少年は、無職(52.6%)が最も高く、次いで、有職(17.0%)、学生・生徒(8.5%)の順であり、少年院仮退院者も、無職(30.0%)が最も高く、次いで、有職(14.1%)、学生・生徒(12.4%)の順であった。この結果から、保護観察終了時に無職であった少年は、有職又は学生・生徒であった少年と比べ、再非行のリスクが非常に高いという現状が見て取れる。しかしこうした現状がありながら、少年院の出院者のうち、41.4%が就職希望、12.8%が進学希望のまま、居場所を見つけられずに出院している<sup>3</sup>。

上記を見ての通り、非行少年の居場所として多くを求められているのが就労であるが、こうした就労は就学と比べて、結果的に社会の中で生活していくことになる為、公的機関以上に雇用する民間企業の協力が必要不可欠であると考えられる。この民間企業の協力として欠かせない制度が、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力する事を目的として、犯罪をした者等を雇用しようとする“協力雇用主制度”である。しかし、現在この協力雇用主に登録している企業約25,000社の内、実際に刑務所出所者等を雇用しているのは約1,000社に留まっている現状にある。

### 3. 重視すべき再非行防止に向けた取り組み

非行少年の再非行防止の為には就労・就学を主とした居場所の確保が密接に関係していると強く考えられるものの、居場所を見つけられないまま、社

---

<sup>2</sup> [令和5年版 犯罪白書 第5編/第5章/4](#)  
(2025年1月16日閲覧)

<sup>3</sup> [令和5年版 犯罪白書 第3編/第2章/第4節/4](#)  
(2025年1月16日閲覧)

会に出てしまう少年が大勢いるのが現状である。こうした現状を少しでも是正すること、つまり、“保護処分終了後の就労・就学支援の拡大”というのが私は非行少年の再非行防止の為に特に重視すべき取り組みなのではないかと考える。

#### 4. 具体案の検討

“保護処分終了後の就労・就学支援拡大”の具体案として、私は3つの具体案を検討していきたいと考える。まず、就労面の支援として1つ目、“協力雇用主への支援増加”である。法務省が行った、保護観察所に登録されている事業所から抽出された1,000社の協力雇用主のうち、雇用実績あり群200社、無作為抽出群800社を調査対象に行った、協力雇用主に対するアンケート調査<sup>4</sup>によると、協力雇用主からの経済的支援のニーズは非常に高く、雇用した協力雇用主へ支払われる奨励金制度は、実際に奨励金制度を活用した協力雇用主の9割弱が有効と評価している一方、支給される金額が不十分だという声もある。なので、奨励金そのものの拡大は勿論、公共事業への入札優遇制度、国からの表彰を設立（雇用人数、継続年数、雇用者からの満足度など総合的に判断して模範企業に認定）→テレビ、SNSでの報道に繋がり、企業の認知度UPといった、企業側の利益に繋がる支援の増加を促進する事が再非行者の就労に現実的につながるのではないかと考える。

次に就学支援として2つ目、“保護施設とフリースクールとの連携”である。フリースクールとは全国に約500か所ある、事情があり、学校に行かない子供たちが通う民間の学びの場の事を広く指す。最近では不登校児童の急激な増大から、文部科学省が全国の学校との連携を呼びかけ、学校長が認めれば、籍を置いている小、中学校の出席扱いになるというケースも増えている。フリースクールには学習面のサポートは勿論、カウンセラーの設置といった心理面のサポートも充実している。また、全寮制の所も多く存在し、同世代の他の子供たちと共同生活をしながら規則正しい生活リズムや協調性、社会性というのを養うことが可能であるため、「学びたいけど学校には周りの目もあり、行きづらい」、「家庭での更生指導が難しい」といった保護処分終了後、非行少年が抱え込みやすい問題にも適切に対処しうると考えられる。なので、少年院等の保護施設とフリースクールの連携を締結し、相互の間で情報交換を図り、居場所を見つけれない少年にあったフリースクールの紹介、金銭面

---

<sup>4</sup> 協力雇用主に対するアンケート調査-法務省 [001290742.pdf](#)  
(2025年1月16日閲覧)

の負担がかかる全寮制の場合には国がそれを支援する制度の設定（奨学金制度のような形などで検討）を行うことで、保護処分終了後、就学面で居場所のない少年を少しでも減らすことができるのではないかと考える。

最後に 3 つ目の案として、就労・就学を含む少年の立ち直り支援の観点から、”各都道府県警察が行っている少年の立ち直り支援活動の充実“である。各都道府県においては警察を主体とした少年の立ち直り支援活動（名称は各都道府県によって少し異なる）が行われており、これはボランティア団体や地域住民と連携して、社会奉仕活動や農作業等の体験活動を行うなど、少年の立ち直りを支援するための様々な活動の事を指し、各都道府県によって活動内容が異なっている。その中でも京都府警ではいち早く、保護施設（京都少年鑑別所）との間に少年の立ち直り支援活動に関する協定を締結し、平成 28 年から運用を開始している。この制度は、京都府警察の HP<sup>5</sup>によると、非行少年等の中で、問題行動の背景に心理的な要因が疑われる少年に対し、心理学の専門的知見を有する少年鑑別所が心理検査や適性検査などを行い、非行原因等を分析した上で、適切な監護方法等を保護者に助言するとともに、少年鑑別所から、少年の非行原因等の分析結果及び今後の指導方法などの情報提供を受け、警察において個々の少年の特性に応じた立ち直り支援を実施するほか、必要に応じて、少年の立ち直り支援を少年鑑別所に引き継ぐなど、少年鑑別所と連携したきめ細やかな少年の立ち直り支援を実施することを目的としている。これによって、京都府警では分析結果を少年たちへの支援活動に反映することが可能になり、地域の高校・企業と連携したスポーツ体験、職業体験、学習支援といった少年の特性および興味・関心にあった支援活動を行っている。こういった保護施設と警察が協定を結んだ立ち直り支援活動は、京都府警を皮切りにここ数年で増えだしているものの、数えられる程度の都道府県に留まっている。しかし、こういった大規模の支援活動は間違いなく、社会に出た非行少年にとって貴重な居場所づくりの土台になっていくのではないかと感じるため、全ての都道府県警察で保護施設との協定を結んだ立ち直り支援活動を実施すべきであると考えられる。

## 5. おわりに

非行少年について整理していく中で、非行少年の再非行と居場所の確保は

---

<sup>5</sup> 京都府警察／立ち直り支援活動

[https://www.pref.kyoto.jp/fukei/anzen/shonen\\_s/hikou/shien.html](https://www.pref.kyoto.jp/fukei/anzen/shonen_s/hikou/shien.html)

（2025 年 1 月 16 日閲覧）

密接な関係があるにもかかわらず、居場所を見つけられないまま、社会に出てしまう非行少年が多いという現状から、私は非行少年の再非行防止に向けて、“保護処分終了後の就学・就労支援の拡大”という取り組みを重視すべきではないかという考えに至った。こういった取り組みには公的機関以上に民間の協力が必要不可欠である。なので、国主導の下、公的機関と民間の連携を強め、非行少年を取り巻く現状の情報発信を行い、協力を継続的に呼びかけていくことが何よりも大切であると考えます。